

理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンクTAMAの理事会の運営に関し、定款に定めるものの他、円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成)

第2条 理事会は、定款第29条に基づき、理事をもって構成する。

2 理事は、定款第13条第3項に基づき、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び3親等以内の親族が理事会の総数の3分の1を超えてはならない。

3 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと。

4 定款第13条第4項及び第5項に抵触する者は、理事となることはできない。

(理事会の出席)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

3 監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(理事会の開催)

第4条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、原則として毎月開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 理事長以外の理事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(理事会の権能)

第5条 理事会は、定款第30条に定められた事項を議決する。

(招集)

第6条 理事会は理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）が招集する。

ただし、第4条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合はこの限りでない。

2 理事長は、第4条第3項第2号又は第4号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第6条 理事会を招集するときは、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録をもって通知を発しなければならない。

(招集手続の省略)

第7条 前条の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の書面又は電磁的記録による同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第8条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、理事長が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

(理事会の運営)

第9条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

3 議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

4 理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

5 議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

(決議)

第10条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事の職務)

第11条 理事の職務は、定款第14条第4項に基づき、業務を執行する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議で行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和3年3月25日理事会決議)

この規程は、令和4年6月1日より施行する。(令和4年5月27日総会決議)

この規程は、令和6年6月1日から施行する。(令和6年5月28日総会決議)